

地方自治法施行規則等の一部を改正する省令の概要

1 改正理由

地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例の創設により必要となる事項等所要の規定の整備を行う。

2 改正の概要

- (1) 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例の創設に伴い、認可地縁団体及び市町村長が行う手続について、所要の措置を講ずる。
- (2) その他関係法令の規定について所要の措置を講ずる。

3 施行日

平成27年4月1日

ただし、2（2）の一部については平成28年4月1日